

## 府教委、感染予防のための在宅勤務を提案 自動車通勤緩和を通知

府教委は、本日4月10日、府高教に対し、「新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いについて」を提案しました。これは新型コロナ感染予防対策として4月15日(水)より職員の在宅勤務を可能にするというものです。また、感染予防のための自動車通勤についても、4月13日(月)より特例的に取り扱う旨を各校長宛てに本日中に通知するとしています。

### ①「在宅勤務」4月15日(水)から※実施日が早まる可能性あり

#### 「新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いについて」(提案)

##### 1. 概要

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言下において、教職員の感染拡大防止対策の一環として、在宅勤務に従事する府立学校の教職員のサービスの取扱いを以下のとおりとする。なお、今回の取扱いは、緊急事態宣言下における特例であり、当面の間の措置とする。

##### 2. 在宅勤務の取扱い

**【手続き】** 学校運営等に支障のない範囲において、教職員(一部、非常勤を含む)から前日までの申出により、1日単位で校長・准校長が承認(1日の業務量に相当する業務がある場合に限る)

**【服 務】** 宅発・宅着の出張(用務先:自宅、目的:在宅勤務)

**【勤務方法】** 私物のPC等による業務に加え、紙資料等による業務も可能  
従事する教職員は開始及び終了時に校長・准校長に電子メール等で報告 後日、業務報告書を校長・准校長に提出

**【費用】** 勤務にともなう光熱水費、回線使用料などは全て自己負担

**【主な留意事項】**

- ・在宅勤務に必要なデータ及び紙資料等は、予め私物のPC等に送信または持ち帰ることができる。(ただし、個人情報や機密情報を含むデータを除く)
- ・私物のPC等を利用する際は、ウイルス対策などの利用条件を満たすものとする。  
自宅での私物の端末機を利用するにあたっては、同意書を所属長に提出する。

##### 3. 実施日

4月15日

府教委は「在宅勤務の対象に非常勤講師、非常勤補助員が含まれない」と説明し、府高教は、何らかの方法で在宅勤務が可能にすること、すべての非常勤職員の賃金を保障することを強く求めました。また、府教委として、感染予防のための措置という趣旨から、職員の在宅勤務を積極的に奨励すること、現場に周知徹底することを求めています。

## ②自動車通勤の緩和 4月13日(月)から

「新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の特例的扱いについて(通知)」

### 1. 対象者

公共交通機関を利用して通勤している全教職員のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として自動車等通勤を希望する者

### 2 実施期間

4月13日から4月30日まで(ただし、登校日は除く。)

### 3. 手続き方法

別添「自動車通勤許可申請書」により届出を行い、校長・准校長はその内容を精査した上で許可する。なお、届出の際には、自宅から勤務公署までの地図を上記申請書に添付すること。

### 4. その他

校長・准校長が安全確保を十分に行うことを前提として、学校敷地内での駐車を可能とする。  
(以下略)

○「自動車通勤許可申請書」の必要とする理由等欄の記載は、「新型コロナウイルス感染症の感染防止のため。」とする。

○会計年度任用職員については、通勤費用は費用弁償のため、手続きは別途必要。

○その他「QA」では、5月以降の取扱いは「今後の感染状況等を踏まえて判断」、「通勤手当の届出」は不要、通勤災害は「通常の通勤の場合と同様の取扱い」、自転車通勤への変更も可能としています。

## 府教委は、生徒・教職員・家族の感染予防、 いのちを守る立場で、速やかな対策を

「臨時の自動車通勤」「在宅勤務」といった感染予防の対策は、知事部局において4月8日に提案済み、府下の一部の市町村や他県ではすでに導入している自治体もあります。府高教は、これまでに2回の緊急申し入れを行い、府教委に対し、速やかな対応を求めて申し入れや折衝を行ってきましたが、今回の通知・提案内容の要請には「検討中である」といった回答を繰り返してきました。

府高教は、府教委に対し、生徒・教職員・家族の感染予防、いのちを守る立場で、速やかな対策を行うことを求め、引き続き、現場の要求を集約し、申し入れ・折衝を強めていきます。

府高教加入フォーム



府高教＝労働組合に加入して、  
安心して働ける職場を作ろう

みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！